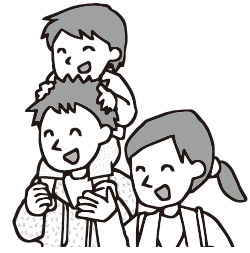


第5章 暮らしと税金

家族と税金

※市税以外の詳細につきましては、税務署(国税)、県税事務所(県税)にお尋ねください。(P96をご覧ください。)



●パート収入に対する税金

●所得税(国税)、個人市民税(市税)、個人県民税(県税)

※以下の内容は令和8年度(令和7年中の収入)に係る記載になります。

令和9年度(令和8年分の収入)についてはP30をご確認ください。

パート収入は通常給与収入として扱われます。令和7年分のパート収入が年間110万円を超えると個人市県民税が課税され、年間160万円を超えると所得税が課税されます。

●妻にパート収入がある場合の妻の税金と夫の控除の適用関係(令和7年分)

妻の給与収入	妻の所得税	妻の個人市県民税	夫の配偶者控除	夫の配偶者特別控除
110万円以下	非課税	非課税	受けられる	受けられない
110万円超123万円以下	非課税	課税	受けられる	受けられない
123万円超160万円以下	非課税	課税	受けられない	受けられる
160万円超201.6万円未満	課税	課税	受けられない	受けられる
201.6万円以上	課税	課税	受けられない	受けられない

※1 配偶者控除(扶養控除なども)は12月31日現在の現況で判定します。

※2 配偶者控除および配偶者特別控除は、夫の合計所得金額が1,000万円を超える年は受けることができません。

なお、家内労働者、外交員、集金人などが得た収入は事業所得または雑所得になりますが、これらの所得は金額の計算上、控除される必要経費の額が65万円に満たない場合は、65万円までを必要経費とする特例制度が設けられています。※3

※3 収入金額が65万円以下の場合はその収入金額が限度となります。別途、給与所得がある方は必要経費の算出方法が異なります。

●配偶者への居住用不動産の贈与

●贈与税(国税)

下記の要件を満たす夫婦間で居住用不動産(土地・借地権・家屋)またはその購入資金の贈与があった場合には、基礎控除110万円のほかに、2,000万円を限度として贈与税の配偶者控除が受けられます。

※この配偶者控除は、同じ配偶者からの贈与については一生に一度しか受けられません。

●贈与税の配偶者控除が受けられる主な要件

- 1 贈与を受けたときにおいて、その夫婦の婚姻期間が20年以上であること。
- 2 贈与財産が、国内にある居住用不動産であること(国内にある居住用不動産の購入資金の贈与も含みます。)
- 3 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、贈与を受けた居住用不動産(または贈与を受けた資金で取得した居住用不動産)に実際に居住し、その後も引き続いて居住する見込みであること。
- 4 贈与税の申告書を提出すること。

●相続税の優遇制度

●相続税(国税)

配偶者が相続や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が1億6,000万円までか、配偶者の法定相続分に相当する金額までであれば、配偶者に相続税はかかりません。なお、この優遇制度を受けるためには、相続税の申告書の提出が必要です。

※仮装または隠ぺいされていた部分はこの優遇制度が適用されません。